

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会

2025 年度

事業計画

■ 協会事業の全体方針

(公財) 横浜市男女共同参画推進協会は、横浜市において男女共同参画を推進していくという公益的使命を果たしていくために、「経営ビジョン」で掲げた「誰もが自分らしく生きられる都市・横浜を創る」ことをめざし、横浜市男女共同参画センターの指定管理に係る事業および補助事業を実施します。

2025 年度からは、新たな指定管理期間がスタートします。今期の事業計画では、5年後の2030年に実現したい社会の姿をイメージし、社会的インパクトの創出を重視しました。これまでの実績や手法にとらわれることなく、以下の5つの基本方針にそって、市民ニーズに対応する取組に加え、未来を見据え、市民の意識や行動、社会の仕組みに変化を起こす取組に果敢に挑戦していきます。

1 あらゆるステークホルダーのジェンダーにかかわる課題への理解向上と、チェンジメーカーの発掘、育成

より多くの市民が、男女共同参画・ジェンダー平等について理解し、社会変革につながる行動を起こしていくためには、NPO、企業を含む事業者、学校・大学、地域団体など、専門分野で活動を行っている個人や団体等とつながり、協働・連携による事業を行うことが必要です。市民ニーズに対応する事業に取り組む一方、ステークホルダーへの働きかけや、社会・経済の仕組みに働きかける取組を重点的におこなっていきます。またチェンジメーカーとなりうる人材の発掘と育成に取り組めます。

2 新たな層へのアプローチ

男女共同参画・ジェンダー平等に向けて、社会全体で取り組む機運を醸成するため、若年層や男性、企業など、これまでつながりの薄かった層へ積極的にアプローチします。

3 社会的インパクトの創出に向け、アウトカムを意識した事業の企画・実施・評価

事業の企画・実施にあたっては、アウトカムを意識して、社会的インパクトを創出する事業の開発に取り組めます。実施後は、意図したアウトカムが発現したかどうかを分析し、評価を行い、改善につなげます。あわせて事業の成果を市民にわかりやすく

発信します。

4 ICTの積極的な活用による市民サービスの充実と業務の効率化

事業のねらい、対象、内容などに応じて、市民が居住地を問わず、それぞれのライフスタイルに応じて柔軟に参加できるよう、オンラインやオンデマンド方式など、ICT（情報通信技術）を活用した事業手法を工夫します。また、引き続き電子申請やキャッシュレス決済など、市民の一層の利便性向上に取り組みます。

また、業務の一層の効率化に取り組み、管理運営経費の節減に努めます。

5 経営ビジョン、人材育成方針にそった、経営基盤の安定・強化に向けた取組

「経営ビジョン」に掲げた「経営基盤の安定・強化に向けた基本方針」にそって、①人を育てる組織づくり（人材育成）、②人を生かす組織づくり（組織開発）、③信頼される組織づくり（ガバナンス強化等）、④持続的に発展可能な組織づくり（財務基盤の安定・強化）に取り組みます。

（1）業務を通じた専門性の高い職員の育成と助けあい、学びあい、支えあう職場づくり

エンゲージメントやウェルビーイングの実現を意識し、業務遂行を通じて、職員一人ひとりが自らを高める意欲と姿勢を持って専門的な知識や能力等の研さんに努めます。

また、職員一人ひとりが安心して働き続け、存分に能力を発揮できるよう、上司、部下、同僚間のコミュニケーションを活性化し、互いに助けあい、学びあい、支えあう職場づくりを行います。

（2）指定管理料のみに依存しない収支構造の追求

費用対効果の視点を厳格に持って一層の効率的運営に努めます。加えて、企業等への講師派遣やセミナー等の参加料収入、そのほか協賛金や各種機関・団体からの助成金、広告料や寄附金など外部資金の積極的な導入、有料施設稼働率向上への取組などを通じて、自主財源の確保に努め、財務基盤の安定・強化につなげます。

■ 2025 年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業

……財団運営……

・評議員会・理事会運営、指定管理者としての連携調整、法人の経営管理に関する業務

……男女共同参画推進事業【公益目的事業】……

- 1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
- 5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

……その他事業……

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては評議員会・理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会・理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業【公益目的事業】

男女共同参画センター3館の指定管理業務および協会本部における補助事業、その他自主事業等を実施します。

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

男女共同参画に関わるさまざまな図書・資料が集積された専門ライブラリの運営のほか、ジェンダー平等にかかわる最新かつ信頼できる情報を年度方針に基づき収集・提供します。

また市民、NPO、企業、学校、保育園等、地域のあらゆる利用者を想定し、より一層のライブラリの活用促進に向けて、テーマ別図書展示を継続し、小学生向け図書館体験に加え、新たにブックトークや読書会を実施します。

2 調査研究・事業開発事業

(定款 第4条第1項第2号)

社会情勢の変化や国の法改正の動向を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成促進をめざすための今日的課題を明らかにすることを目的に、必要な調査研究を実施します。またその結果を発信し、世論を喚起することで、政策を決定する代表者や自治体の担当者に提言する役割を果たしていきます。

3年目となる女性の居住支援勉強会を継続し、行政、企業、団体とともに、連携による新たな支援サービスの検討を行い、勉強会で共有した課題を広く市民に向け発信します。

2025年は第4回国連世界女性会議（北京会議）から30年の節目にあたります。北京会議のレガシーを見える化し、次世代に継承するために、当時横浜市からNGOフォーラムに派遣された市民女性へのインタビューにより、この30年間で振り返り、今後の課題をまとめ、発信します。

3 広報啓発事業

(定款 第4条第1項第2号)

男女共同参画に関する理解を広めるために、ホームページやSNS、広報誌等の多様な媒体を用いて、これまで関心のなかった層にも働きかけ、身近な課題として共感を得られる情報を発信します。また3館で実施する事業内容を広く周知し参加を促します。

特に、男女共同参画週間や国際女性デー、国際ガールズデー、国際男性デー、女性に対する暴力をなくす運動等の時期には、集中的に啓発キャンペーンを行い、市民の関心を高めていきます。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

ジェンダー不平等に起因する市民の悩みを受け止め、相談者自身が解決する力を発揮できる支援を、心とからだと生き方の総合相談、横浜市DV相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度の3つの相談窓口を通じて行います。

心とからだと生き方の総合相談では、電話と面接による個別相談のほか、DV、性暴力被害、夫婦関係に悩む女性に対し、相談員によるグループ型の支援を行います。

また今年度後期に、男性を対象とした電話相談を開始します。

5 講座事業

(定款 第4条第1項第4号)

男女共同参画を推進するための学習・研修を中心に、4つのインパクトテーマで展開します。

(1) 女性の経済的エンパワメント事業

女性の就労支援ニーズに対応し、女性起業家育成事業、女性のためのパソコン講座、若年女性のしごと準備講座・就労体験等の各事業を通じて、女性の経済的自立を支援します。また、フリーランス・個人事業主の女性を対象としたセミナーを新規に実施するほか、転職や再就職を希望する女性を対象に対話型ワークショップやオンラインによる個別相談を行います。

企業への働きかけを強化するために、男性管理職等を対象に女性の健康課題を学ぶセミナーや、女性リーダー育成事業に参加実績のある企業を対象に、女性管理職育成に関する調査、報告会を行います。

(2) 女性の健康、性と生殖に関する健康・権利（SRHR）事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援するために、女性特有の健康課題に沿ったフィットネスプログラムをセンター3館で提供します。また若年女性の健康課題をテーマとしたセミナーを企業と協働し実施します。

市、企業等と連携した生理用品の配布および情報窓口等の情報提供を継続し、センター3館のほか、地域団体等にも届ける取組を行います。

(3) 地域・教育における男女共同参画事業

地域における男女共同参画推進を進めるために、意思決定の場における女性リーダー育成や地域防災における女性の参画を促進する事業に取り組みます。

またジェンダー観の形成は幼児期から始まるため、保育におけるジェンダーバイアスの払しょくのための事業開発に向け、保育園等へのヒアリングに着手します。

(4) ジェンダーに起因する差別と暴力の根絶事業

ジェンダーに起因する差別と暴力を予防し啓発する取組として、デートDV防止啓発出前講座を中学・高校等で実施するほか、教職員を対象に研修動画を制作し、市教育委員会と連携して教職員のデートDV防止への意識向上をはかります。

また暴力被害によるトラウマを抱えた女性を対象に、年間を通じて心のケアに関する講座を実施します。

さらに前年度の試行を踏まえ、ジェンダー視点をもった支援者が地域で増えていくよう、支援者向け研修会を実施し、新たなつながりをつくります。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

男女共同参画の担い手のすそ野を広げるため、社会的インパクトを創出する事業をさまざまなステークホルダーと協働で取り組みます。

(1) 自助グループ支援

ジェンダーに起因する生きづらさを抱えた当事者による自助グループの活動を支援します。

また新たなグループの立ちあげをサポートし、ジェンダー平等に資する自助グループのコミュニティ形成につなげます。

(2) 横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

複合館であるアートフォーラムあざみ野では、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携し、ジェンダーと文化・芸術を関連づけた事業を通じて、男女共同参画の関心の喚起や来館者増につなげます。今年度は開館 20 周年を迎え、記念事業として実施します。

(3) 多様な主体との協働事業

事業分野に関わらず、さまざまな主体（市民、企業・団体、学校、地域等）とともに、ジェンダー平等に関わる課題の共有や行動変容をめざした事業、学習会に取り組みます。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第 4 条第 1 項第 6 号)

男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ総合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場や交流の機会を提供します。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3 館に導入されている「管理標準」をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるよう、日々適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部（126.25 m²）を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。
なお、使用料（2025 年度 3,021,240 円※予定）は、全額免除となっています。

III その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター 3 館で行います。これらの事業で得た収益は、上記 II の公益目的事業の財源とします。

■各館の事業計画

1 男女共同参画センター横浜

(1) 事業運営の方針

- 情報事業では、男女共同参画・ジェンダーに関する専門図書館として情報・資料を収集し、利用者のジェンダー課題への気づきや課題解決の一助となるよう、資料を提供します。また、読書会やトークイベントの開催を通して、ジェンダーにまつわる本との出会いを創出します。
- 相談事業では、「男性のための電話相談」を新規に開始し、男性が“男らしさの鎧”を脱ぎ、対話を通して男性自身の課題に気づく機会を提供します。また、将来的には男性相談員の育成もめざします。
- 女性の経済的エンパワメント事業では、起業支援事業をリニューアルするとともに、新規にフリーランスや個人事業主の権利保護と働き方支援、困難な状況にある女性の生活設計支援に取り組みます。
- 女性の健康、性と生殖に関する健康・権利（SRHR）事業では、女性特有の健康課題に対応したフィットネスプログラムを提供します。
- 地域・教育における男女共同参画事業では、新規に、保育園と連携したジェンダー平等プログラムの開発に向けて、保育園などへのヒアリングに着手します。

(2) 施設管理・運営の方針

- 2024年度のオンライン決済導入に続き、有料施設利用料の窓口キャッシュレスを導入します。決済手段の多様化に伴い、施設の予約受付から料金收受までの業務フローを再構築し、市民サービスの維持向上に努めます。施設利用料収入については、現金決済の比率減少に伴う決済手数料のコスト増が不可避となるため、その推移を把握したうえで、対応策を検討します。
- 築38年を迎える施設の保全状況と高騰が続く光熱水費の推移の把握に努め、安全を期して定められた定期点検を確実に実施します。同時に、市と適宜協議の上で、計画的に修繕計画を実行します。

主な取組

- (1) トークイベント・読書会【新規】
- (2) 男性(電話)相談【新規】
- (3) 女性起業支援事業のリニューアル
- (4) フリーランス・個人事業主の女性のためのセミナー【新規】
- (5) 女性のしごとと生活設計相談【新規】
- (6) 保育園と連携したジェンダー平等プログラムの開発【新規】

2 男女共同参画センター横浜南

(1) 事業運営の方針

- 多様な機関やNPOとの事業連携、協働を積極的に進めることで、利用者層や地域性の変化を捉え、新たな課題・ニーズへの男女共同参画視点からのアプローチを試みます。地元メディア企業との連携を継続し、新たにメディア人材や企業のPR担当者に向けたジェンダー表現に関わる研修事業を実施します。
- ユース世代にむけた講座、新たに企画する地域活動等でのリーダー育成講座、『YOKOHAMAわたしの防災力ノート』のリニューアル検討等を通じ、ジェンダー視点をもって活躍する人材の育成に取り組みます。また、学びあい、ネットワークする場として、安心して集える男女共同参画センターの価値創造に努めます。
- 若年無業女性の就労支援事業を継続すると同時に、若年女性が抱える課題を、本事業を通じて社会に発信します。共感や理解を広げることで寄附の獲得や協賛の輪を広げます。

(2) 施設管理・運営の方針

- 定期的な点検、メンテナンスやオーバーホールのスケジューリングと計画的な支出を行い、中期的保全につなげます。また突発的な不具合発生時に、職員が迅速かつ適切な対応をとれるよう施設管理に関わる情報共有を密にし、不測の事態に対応できる関係性を横浜市や委託先とのあいだに構築します。
- 施設利用料収入の確保のため、行政関係機関・団体等への利用促進を試みます。窓口スタッフの予約システム操作や利用者対応への習熟を支援し、利用しやすい施設をめざします。
- 職員が担当業務について研鑽を積み、専門性を高められるよう研修参加等の機会を調整、支援します。また、ワーク・ライフ・バランスや健康に留意しながら働けるよう、シフトや業務ボリューム、繁忙期へのサポート体制に配慮していきます。

主な取組
(1) ガールズ編しごと準備講座第29期の実施及び就労体験、めぐカフェの運営
(2) 「若者の声を届けよう！」ユース世代対象ジェンダー関連講座【新規】
(3) ジェンダー視点をもって活躍する女性リーダー育成講座【新規】
(4) 企業と連携したジェンダー平等実現のための事業、企業の男性管理職にむけた事業
(5) 収支構造の改善にむけた取組（事業への協賛や寄附の獲得、施設稼働率の向上）

3 男女共同参画センター横浜北

(1) 事業運営の方針

- ジェンダー不平等から生じる男性の困難に着目した事業を継続して実施します。
- 進路選択における固定的な性別役割分業意識の払拭を目指し、教育関係者と協働します。
- 女性の経済的エンパワメントに資する事業として、働きづらさを抱える層を対象にした事業を開始します。
- ジェンダー平等の取り組みに対する市民の関心や共感を得るため、1995年に開催された第4回世界女性会議(北京会議)の市民派遣団メンバーの声を集め、展示を行います。

(2) 施設管理・運営の方針

- 開館20周年を迎えるにあたり、複合施設としての位置付けを再評価し、市民ギャラリーとの有機的な連携をもとに施設運営を行います。
- 有料施設の利用料決済手段の多様化(デジタル化)に伴い、予約受付から利用審査、料金収受、経理処理までの業務フローを再整備し、市民サービスの向上を目指します。
- 施設の長寿命化に向けて、照明のLED化、照明制御装置の更新、雨漏り対策などの修繕を市と相談しながら計画的に進めます。
- 物価や人件費の上昇、施設の経年劣化に伴うランニングコストの増加が不可避である状況下で、常に適正な施設管理を念頭に置き、マネジメントを行います。

主な取組
(1) 男性ニーズの把握とジェンダー平等に向けた行動化を促す取組
(2) 進路指導でのジェンダーバイアスの払拭【新規】
(3) わたしとしごとカフェ、キャリア・カウンセリング(オンライン)【新規】
(4) 北京会議市民派遣団インタビューとパネル展示【新規】
(5) 開館20周年関連事業
(6) 照明のLED化、照明制御装置の更新計画、雨漏り対策

■協会本部の事業計画

(1) 事業（業務）運営の方針

- 男女共同参画センターの認知度が向上し、ジェンダー平等への理解と共感が広がるよう、これまでつながりの薄かった層（若年層・男性）へのアプローチを進めます。また、企業・学校・団体等ステークホルダーに向けた情報発信および連携を強化します。
- 第5期指定管理事業計画（指定管理提案書）で示したロジックモデルに沿って、アウトカムを意識した事業の企画・実施・評価ができるよう、3館をバックアップします。
- 「指定管理者業務の基準」で求められている男女共同参画推進事業の〈必須事業〉を実施し、〈留意事項〉を遵守できるよう、また、横浜市との協約目標を達成できるよう、事業・業務の進捗を確認し、必要なサポートをします。
- 協会のミッションや取組に賛同する応援団を増やすため、事業の成果を可視化し、わかりやすく発信します。あわせて、寄付等自主財源の確保にもつなげます。
- 居住支援団体や事業者等を対象とした女性の居住支援に関わる勉強会を継続し、ネットワークを構築します。

主な取組

- (1) 広報啓発キャンペーン（センター3館と連携）
- (2) 広報誌「フォーラム通信」発行（2回）
- (3) ホームページ・SNS発信、企業・団体等向け広報
- (4) 研修講師派遣事業
- (5) 寄付募集にかかる仕組みの整備
- (6) アウトカム志向の事業評価システムの定着・運用強化
- (7) 女性の居住支援勉強会